

## 各種手続きの案内

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。田尻町役場での必要な手続きについてご案内いたします。

ご葬儀等が一段落されてからで結構ですので、手続きをお願いします。

チェック欄	項目	手続き内容等	担当課
	世帯主の方	住民票の世帯主変更の手続きをしてください。	役場 住民課 ☎466-5004
	印鑑登録者	印鑑登録証（カード）を返還してください。	
	国民健康保険加入者	被保険者証・通帳をご持参のうえ、喪失届及び葬祭費の申請をしてください。 高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は併せて持参してください。	
	後期高齢者医療保険加入者	被保険者証・喪主様の通帳・葬祭費用の領収書をご持参のうえ、喪失届及び葬祭費の申請をしてください。 高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は併せて持参してください。	
	国民年金加入者	年金手帳をご持参のうえ、国民年金の死亡届の手続きをしてください。 受給資格を満たしている方は、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金のいずれかが支給される場合があります。	
	国民年金受給者	死亡届及び未支給年金請求の手続きをしてください。	
	排気量125CC以下のバイク所有者	名義変更または、廃車（ナンバープレート返還）の手続きをしてください。	税務課 ☎466-5003
	固定資産(土地・家屋)を所有していた方	相続人（現所有者）代表者指定届を提出してください。	
	農地所有者（小作権保有者）	農地の権利を相続や遺産分割などにより取得した場合は、10カ月以内に届出が必要です。	別館 産業振興課内 農業委員会 ☎466-5008
	水道（下水道）使用者	印鑑をご持参のうえ、閉栓または名義変更の手続きをしてください。	大阪広域水道企業団 田尻水道センター ☎466-5012

（裏面あり）

チェック欄	項目	手続き内容等	担当課
	65歳以上の介護保険被保険者	被保険者証・届出人の通帳をご持参のうえ、喪失届の手続きをしてください。	ふれ愛センター 健康課 ☎466-8813
	40歳～64歳の要介護認定された被保険者	被保険者証をご持参のうえ、喪失届の手続きをしてください。	
	各種福祉事業利用者	利用停止の手続きをしてください。 (家族介護用品給付・緊急通報システム等)	
	身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳をご持参のうえ、返還届の手続きをしてください。	
	障害福祉サービスの利用者	受給者証をご持参のうえ、返還届の手続きをしてください。	
	重度障害者医療証をお持ちの方	医療証をご持参のうえ、喪失届の手続きをしてください。	
	児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当の受給者	未支払いの手当がある場合は、通帳をご持参のうえ、未支払請求の手続きをしてください。	こども課 ☎466-5013
	こども医療証・ひとり親家庭医療証をお持ちの方	医療証をご持参のうえ、喪失届の手続きをしてください。	

《その他》

○故人様の火葬の際にお渡しする「死体火葬許可証」は、お骨を墓地や寺院に納骨する際に必要になりますので、大切に保管してください。

また、田尻町吉見墓地または、嘉祥寺墓地に納骨する、もしくは墓地の使用の方が亡くなられた場合は、生活環境課（☎466-5005）にてお手続きください。

○死亡が記載された戸籍は、死亡届提出後、約10日程度かかります。戸籍謄抄本等の交付を急がれる場合は、本籍地の戸籍担当までお問い合わせください。

○不動産を所有されている方が亡くなられた場合は、相続登記が必要となりますので、大阪法務局 岸和田支局（☎072-438-6501）までお問い合わせください。